

国際的な倒産開始申立ての競合という論点をめぐって、2022年3月24日欧州司法裁判所の先決裁定（C-723/20）と、本裁定について同裁判所に付託した事件の最終的な判断である2022年12月8日にドイツ連邦通常裁判所（BGH）決定（IX ZB 72/19, ZIP2023 260）が下された。

EU 倒産規則（2015/848）においては、倒産主手続について、債務者の主たる利益の中心地（COMI）が管轄原因とされている（3条）。それゆえ、COMI が申立後、開始決定前に移転する事態も起こりうる。上記事件は、まさにこのケースであり、英国での倒産申立ての後、ドイツに COMI が移転したとしてドイツで再申立てがなされた。そしてドイツの裁判所が開始決定をなすことが適切かにつき、上記先決裁定を経て上記 BGH 決定は、EU 倒産規則及びドイツ国際倒産法にとっていくつかの新たな法文解釈や法理を提示しつつ、これを肯定するに至っている。

これらの判示内容には、一方で、EU 倒産規則やドイツ法に特有の議論もあるが、他方で理論的側面、特に国際倒産管轄における管轄恒定のあり方、に対する検討もみられる。国際倒産の管轄恒定については、わが国法の管轄原因でも問題となりうる論点であるにも関わらず、国際裁判管轄の標準時に関する民事訴訟法3条の12のような明文の規定はなく、またこの問題を指摘する先行研究も僅少（そのような研究として例えば、安達栄司「EC の国際倒産手続法（2000年 EC 倒産手続規則）における管轄権恒定の原則」野村秀俊・安達栄司編著『最新 EU 民事訴訟法判例研究 I』（信山社、2013）424頁）である。このような状況に鑑みれば、管轄原因の規定自体が異なるとしても、上記判例を分析し、示唆を得ることは意義があろう。

以上、今回の報告においては上記判例の分析を中心とし、そこで問題となった論点の EU 及びドイツでの現状についての情報提供を行いつつ、併せてこの問題について明文規定の有しないわが国法への示唆も探りたい。